

登記事務の停止について

町田都市計画忠生土地区画整理事業の施行に係わる土地区画整理事業について、土地区画整理法第103条第4項の換地処分の公告が**平成24年2月17日（金）**にされました。

同法の公告がされますと、その翌日から下記区域内の土地、建物について、換地処分による登記が完了するまでの期間は、原則として登記申請、全部事項証明書、要約書の交付及び地図、地積測量図、建物図面の閲覧並びに写しの交付はできません。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

（詳しくは、窓口にお尋ねください。）

平成24年2月20日
東京法務局町田出張所

記

根岸町，木曾町，木曾西四丁目，常盤町，矢部町の別紙の区域
以上